

公安委員会 説明資料No. 1	平成30年度の政策評価について	平成30年8月2日 総務課
----------------------------------	------------------------	--------------------------------

- 1 **国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（案）【資料1】**
前基本計画からの主な変更点は次のとおり。
 - 3年だった計画期間を5年とし、今年度から平成34年度末までを対象とした。（第1関係）
 - 政策評価スケジュールの変更に伴い、実施計画の策定と実施結果報告書の作成の時期を毎年8月末までとした。（第9関係）

- 2 **平成30年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画（案）【資料2】**
 - 実績評価方式による事後評価について、これまで全施策について毎年度評価してきたが、今後は評価の重点化を図ることとし、来年度は
 - ・ 基本目標2業績目標3及び4
 - ・ 基本目標3業績目標1及び2
 - ・ 基本目標7業績目標1
について今年度を評価期間とする評価を実施し、その他についてはモニタリングを実施することとした。（2(1)関係）
 - 事業評価方式による事後評価について、今年度は平成20年の暴対法改正、来年度は平成20年の銃刀法改正ほか3法に係る規制の事後評価を実施することとした。（2(2)、別添2、3関係）

- 3 **平成29年度実績評価書（案）【資料3、4】**
昨年度に実施した7つの基本目標に係る政策について、評価を実施した。18の業績目標中、◎が2、○が15、△が1であった。

- 4 **平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表^(※)（案）【資料5】**
今年度の実績評価方式による政策評価について、7つの基本目標及び18の業績目標を記載した事前分析表を作成。
 - ※ 「平成○年度実績評価計画書」から名称変更。

- 5 **その他**
 - 6月19日に第35回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成。
 - 今後、総務大臣への通知・送付、警察庁ウェブサイトでの公表等を予定。

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>風営法第20条第5項の規定による指定試験機関の指定及び風営法第20条第5項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則案について</p>	<p>平成30年8月2日 保安課</p>
----------------------------	---	--------------------------

1 風営法第20条第5項の規定による指定試験機関の指定について

(1) 経緯

平成30年6月7日、一般社団法人GLI Japanから、遊技機の認定又は遊技機の型式の検定に必要な試験事務を実施する指定試験機関の指定の申請がなされたもの。

(2) 指定の基準（遊技機規則第17条の2）

- 一般社団法人又は一般財団法人であって、その役員及び一般社団法人にあっては社員の構成が試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 試験員の数が試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な数以上であること。
- 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な種類及び数の試験設備が確保されていること。
- 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること。

(3) 審査結果

上記基準のいずれにも該当すると認められるため、指定試験機関として指定することとする。

なお、試験事務を開始するに当たっては、試験事務の実施に関する規程を定めて国家公安委員会の承認を受けた上（遊技機規則第21条）、都道府県公安委員会から試験事務の委託を受ける（遊技機規則第12条）必要がある。

2 風営法第20条第5項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則案について

上記指定に伴い、指定試験機関の名称等として一般社団法人GLI Japanに係る事項を追加して定めることとする。

3 施行期日

平成30年8月6日

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律施行規則案」に対する意見の募集について</p>	<p>平成30年8月2日 国際捜査管理官</p>
<p>1 趣旨</p> <p>重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律施行規則案に対する意見の募集を実施するもの。</p> <p>※ 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）は、査証免除制度の下での安全な国際的渡航を円滑化し、及び両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組み。協定は平成26年2月に署名され、同年6月、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成26年法律第57号。以下「法」という。）が公布された。</p> <p>2 規則案の概要</p> <p>(1) 法第3条第1項第3号に規定する国家公安委員会規則で定める者（第1条）</p> <p>合衆国連絡部局から特定の者を識別して第一次照会が行われた場合において、照会を受けた指紋情報が協定の実施のための照合システム（以下「照合システム」という。）に記録されているか否かにつき回答するものとされている者のうち、「逮捕状が発せられており、かつ、所在が不明である成人のうち国家公安委員会規則で定めるもの」を成人の指名手配被疑者とする旨を定める。</p> <p>(2) 第一次照会に対する回答の方法（第2条）</p> <p>合衆国連絡部局からの第一次照会に対し、照会を受けた指紋情報が照合システムに記録されている旨の回答をするに当たっては、照合システムに記録されている指紋情報を添付して、これを行うことを定める。</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>法の施行の日（協定の効力発生の日）</p> <p>3 意見提出期間</p> <p>8月6日（月）から9月4日（火）までの30日間</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について</p>	<p>平成30年8月2日 運転免許課</p>
<p>1 意見募集の趣旨</p> <p>免許申請書等に添付する写真に関する特例の整備及び運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直しを内容とする道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>平成30年8月6日（月）から9月4日（火）までの間</p> <p>3 内容</p> <p>(1) 免許申請書等に添付する写真に関する特例の整備</p> <p>免許申請書等に添付する写真に関する要件について、運転免許を受けようとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要とすることとする。</p> <p>(2) 運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直し</p> <p>個人番号カードと同様に、運転免許証の有効期間の末日を西暦で表示することを可能とするため、当該末日の記載部分のうち不動文字の「平成」を記載しないこととする（別添参照）。</p> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>		

公安委員会 説明資料No. 5	「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	平成30年8月2日 警保 備安 課
----------------------------------	--	------------------------------------

1 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行等に伴い、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成30年8月6日（月）から平成30年9月4日（火）までの30日間

3 改正案の概要

(1) 運搬の届出対象の拡大に係る規定の整備（第1条関係）

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への運搬の届出を要する放射性同位元素等について、強化セキュリティレベル（その運搬に当たり特定放射性同位元素の防護のための措置が必要なものとして原子力規制委員会が定める数量以上のもの）に該当するA型輸送物を追加することとする。

(2) 特定放射性同位元素の防護を目的とする規定の整備

特定放射性同位元素の防護を目的として、次の事項に係る規定を整備することとする。

ア 公安委員会による指示（第3条関係）

特定放射性同位元素の運搬の届出があった場合において、公安委員会が指示をすることができる事項について、放射線障害を防止するために必要な事項のほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な事項とすることとする。

イ 警察官による運搬に関する検査（第4条関係）

警察官が特定放射性同位元素の運搬に関する検査を行うときは、放射性同位元素等の保安の確保のほか、特定放射性同位元素の防護の確保について、細心の注意を払わなければならないこととする。

ウ 公安委員会への報告（第5条関係）

公安委員会への報告を要する事象について、特定放射性同位元素の運搬が妨害されることを追加することとする。

(3) その他

その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

改正法第5条の規定の施行の日

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p>	<p>平成31年度警察庁予算概算要求 の取りまとめ状況について</p>	<p>平成30年8月2日 会 計 課 総 務 課 人 事 課</p>
<p>1 概算要求の取りまとめ状況</p> <p>現在、平成31年度警察庁予算概算要求重点項目に従って各局部の要求を精査中。</p> <p>(1) 一般会計 約3,459億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 約1,092億円 ・ 物件費 約2,367億円 <ul style="list-style-type: none"> うち優先課題推進枠 約319億円 うち交付税特会繰入 約578億円 <p>※ 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備準備経費及び皇位継承に関する儀式に伴う護衛警備等に要する経費について事項要求。</p> <p>(2) 東日本大震災復興特別会計 約4億円</p> <p>2 警察庁職員の増員</p> <p>国家公務員の増員数については155人を予定。</p> <p>3 組織改正</p> <p>災害等の緊急事態への対処体制を強化するための警備運用部の新設その他の組織改正を要求予定。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>平成30年8月10日（金） 庁議</p> <p>平成30年8月23日（木） 国家公安委員会（概算要求案）</p> <p>平成30年8月31日（金） 概算要求書提出</p>		

1 特殊詐欺の認知状況

- 認知件数は8,197件（前年同期比-672件、-7.6%）、被害額は174.9億円（前年同期比-13.3億円、-7.1%）であり、依然として高水準。なお、認知件数は平成22年以降、平成29年まで7年連続で増加し、被害額は平成26年以降、平成29年まで3年連続で減少。
- 38道府県において認知件数が減少した一方、東京（2,037件、+524件）、神奈川（1,372件、+382件）で大幅に増加。
- 昨年増加したオレオレ詐欺は、本年上半期も認知件数・被害額共に前年同期比で増加。昨年減少した還付金等詐欺は、本年上半期も認知件数・被害額共に前年同期比で大幅に減少。
- 現金手交型は依然として高水準。キャッシュカード手交型は27年上半期から引き続き増加。電子マネー型は29年下半期から引き続き減少。昨年8月から増加した収納代行利用型は、本年に入り減少傾向。
- 高齢者（65歳以上）被害の認知件数は全体の75.7%（オレオレ詐欺（96.8%）、還付金等詐欺（84.6%））。

2 平成30年上半期における特殊詐欺対策の取組

(1) 防犯指導・広報啓発の推進

- 高齢者を取り巻く家族への働き掛けを強化し、コミュニケーションと互いの確認を促す取組を実施。
- 犯人からの電話に出ないために、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することなどの働き掛けを実施。

(2) 関係事業者との連携による被害防止対策の推進

- 金融機関等と連携した声掛けにより、7,298件（-1,536件）、約75.2億円（約-21.0億円）の被害を阻止（阻止率は48.6%）。
- 一定年数以上ATMでの振込実績がない高齢者のATM振込限度額を設定する取組を推進（47都道府県、396金融機関）。

(3) 取締りの推進

- 検挙件数は2,485件（+530件、+27.1%）、検挙人員は1,325人（+269人、+25.5%）となり、増加。
- 少年の検挙人員は368人で、特殊詐欺全体の検挙人員の約3割（27.8%）を占めており、増加傾向（+186人、+102.2%）。

3 今後の取組

- 高齢者やその家族に対する広報啓発の充実。
- 関係事業者等と連携し、犯行手口等に即した被害防止対策の推進。
- 部門間の連携を更に進め、実態解明や突き上げ捜査を徹底。
- 犯行に利用される電話の利用制限に向けた更なる取組の推進。